

令和 7 年度船橋市特別職報酬等審議会

第 1 回資料

令和 7 年 1 0 月 7 日 職員課

目 次

特別職報酬等の審議会設置に関する条例、国通知	3
特別職・一般職の区分	4
市長の給与について	5
市長の月収・年収・退職手当（税控除前の金額）	6
特別職報酬等審議会の審議内容について	7
市長の給料月額の改定経過	8
市長の退職手当の改定経過	9
市長の給料等について	10
市長の退職手当について	11
一般職の職員の給料改定率の状況	12
消費者物価の状況	13
近隣自治体における特別職報酬等審議会実施状況及び改定状況（市長）	14
民間事業者 役員報酬との比較	15

特別職報酬等審議会設置に関する条例、国通知

○船橋市特別職報酬等審議会条例

- 第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長の給料及び退職手当(以下「議員報酬等」という。)について審議するため、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 第2条 市長は、議員報酬等について、審議会の意見を聴く必要があると認めるときは、その都度審議会に諮ることができる。
- 第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、市内の公共的団体等の代表者その他住民の中から、必要の都度、市長が任命する。
- 2 委員は、諮問による審議が終わったときは、解任されるものとする。
- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○特別職の報酬等について(抄)

(昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

特別職・一般職の区分

	特別職	一般職
該当する職	市長、 議長、副議長、議員など	局長、部長、課長、 係長、事務職、技術職など
給与改定 (方法)	職務の性格及び責任の度合い に対応し、他市の状況、一般 職給与の改定状況、物価推移 などを総合的に勘案	人事院勧告または人事委員会 勧告（民間給与との比較をも とに行う給与勧告）に基づき 改定を実施
(時期)	特別職報酬等審議会の意見を 聞いて改定を実施	民間の給与水準に一致するよ うに毎年改定を実施

市長の給与について

	市長	
特別職報酬等審議会 における審議の対象 (条例第1条)	給 料 月額 1,076,000円	
	地域手当※1	退職手当 給料月額×在職月数 ×支給割合(44/100)
	期末手当※2	
一般職手当を準用		

※1 地域手当
地域の民間水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当。
現在、船橋市は12%。

※2 期末手当
市の一般職同様の算定方法。
現在は
(給料月額+地域手当)×1.2×4.6

市長の月収・年収・退職手当（税控除前の金額）

月収

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{給料月額 } 1,076,000\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{地域手当} \\ 129,120\text{円} \\ \hline \end{array} = 1,205,120\text{円}$$

(給料月額 × 12%)

年収

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月収の12か月分 } 1,205,120\text{円} \times 12 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{期末手当} \\ 6,652,262\text{円} \\ \hline \end{array} = 21,113,702\text{円}$$

(給料月額 + 地域手当) × 1.2 × 4.6月

任期4年ごと

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当} \\ \hline \end{array} = 22,725,120\text{円}$$

給料月額 × 在職月数 × 0.44

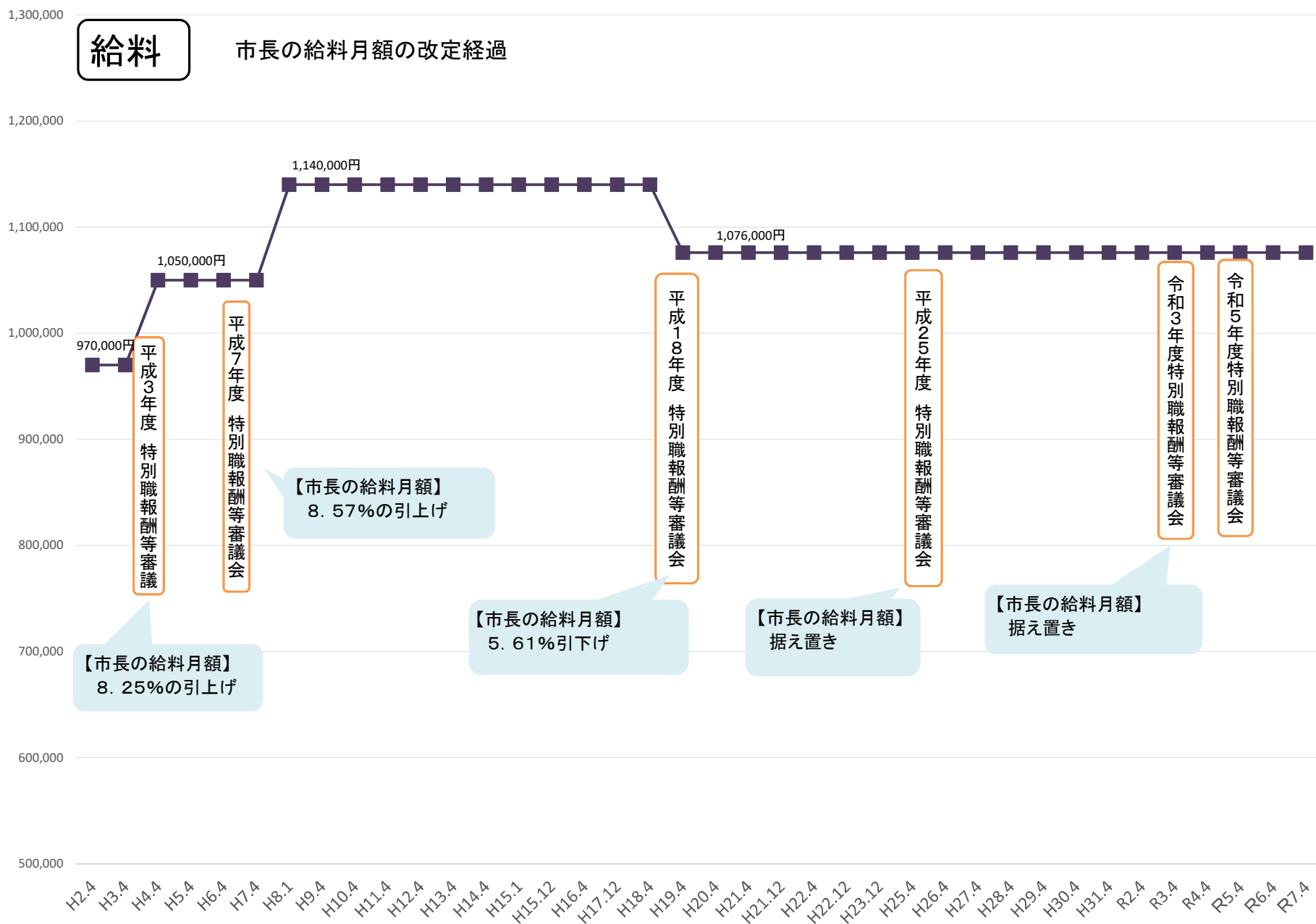
特別職報酬等審議会の審議内容について

特別職の給与改定に際し、参考とする項目
(昭和43年10月17日自治省行政局長通知より)

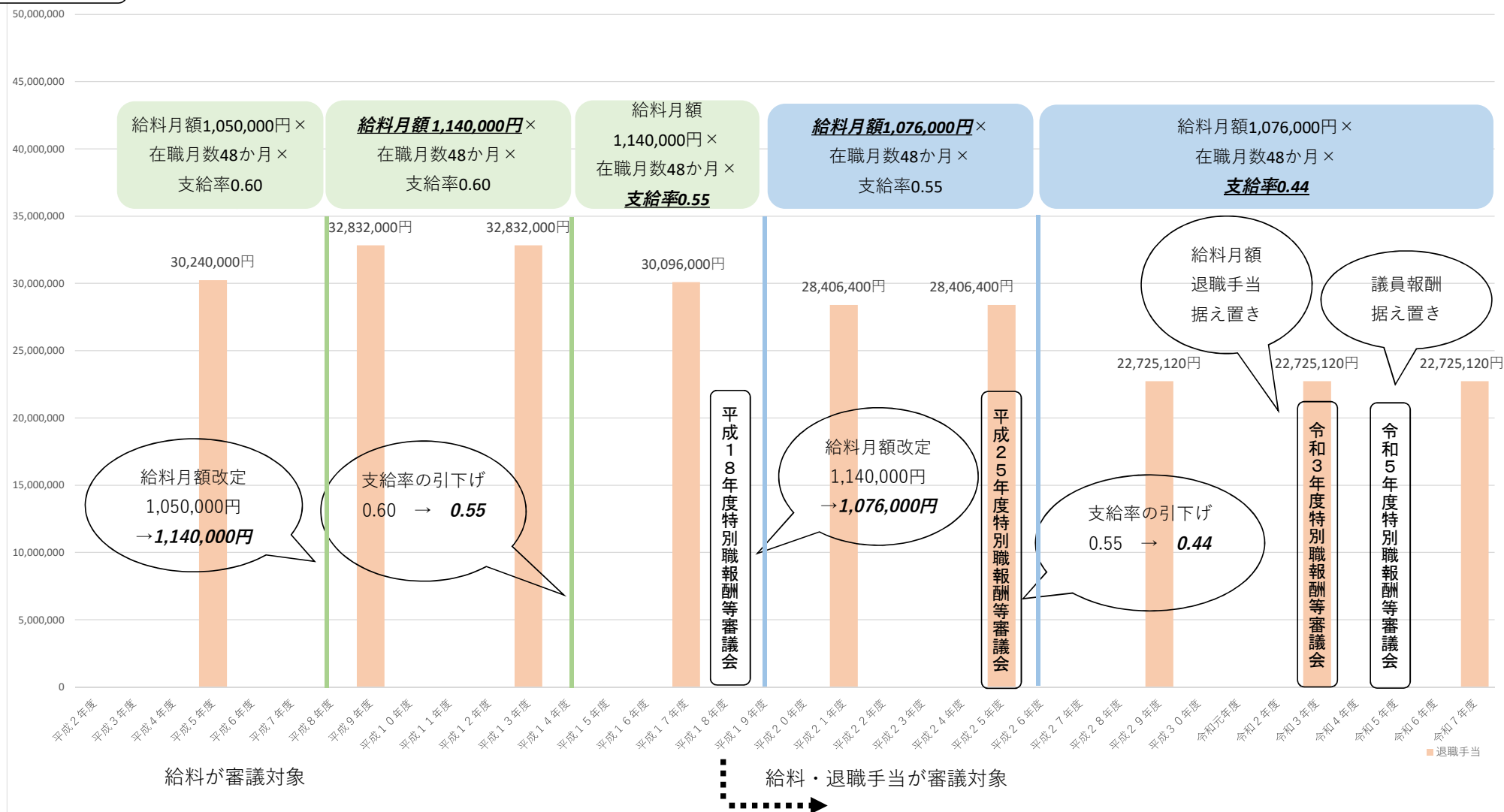
- 1 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 2 人口・財政規模が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 一般職の職員の給与改定の状況
- 4 近年における消費者物価上昇率



これらの項目を総合的に勘案し、給料及び退職手当について審議。



退職手当 市長の退職手当の改定経過



市長の給料等について

※各市における特例的な減額措置については反映していません

(令和7年4月1日時点)

○中核市人口の上位10市比較(人口順)

(単位：円)

	市名	人口		給料		地域手当			月間支給額 (給料＋地域手当)		期末手当		年間支給額(A) (左の合計)	
			船橋市 との比較	月額	年額	月額	年額	支給 率		船橋市 との比較	年額	支給 月数		船橋市 との比較
1	船橋市 中核市 62市中の順位	650,768	100.00%	1,076,000	12,912,000	129,120	1,549,440	12%	1,205,120	100%	6,652,262	4.6月	21,113,702	100.00%
		1 位		30 位					7 位		3 位		5 位	
2	川口市	607,447	93.34%	1,146,000	13,752,000	103,140	1,237,680	9%	1,249,140	104%	5,177,856	2.9月	20,167,536	95.52%
3	鹿児島市	588,583	90.44%	1,154,000	13,848,000			—	1,154,000	96%	4,777,560	3.45月	18,625,560	88.22%
4	八王子市	558,196	85.77%	1,110,000	13,320,000			—	1,110,000	92%	6,460,200	4.85月	19,780,200	93.68%
5	姫路市	521,074	80.07%	1,180,000	14,160,000	35,400	424,800	3%	1,215,400	101%	6,709,008	4.6月	21,293,808	100.85%
6	宇都宮市	513,086	78.84%	1,180,000	14,160,000			—	1,180,000	98%	6,513,600	4.6月	20,673,600	97.92%
7	松山市	494,362	75.97%	1,120,000	13,440,000			—	1,120,000	93%	4,636,800	3.45月	18,076,800	85.62%
8	西宮市	481,158	73.94%	1,206,000	14,472,000			—	1,206,000	100%	6,657,120	4.6月	21,129,120	100.07%
9	東大阪市	477,481	73.37%	1,030,000	12,360,000	113,300	1,359,600	11%	1,143,300	95%	5,556,438	4.05月	19,276,038	91.30%
10	倉敷市	471,985	72.53%	1,150,000	13,800,000	23,000	276,000	2%	1,173,000	97%	6,263,820	4.45月	20,339,820	96.33%

(参考) 10市平均	536,414	82.43%	1,135,200	13,622,400	—	—	—	1,175,596	98%	5,940,466	—	20,047,618	94.95%
------------	---------	--------	-----------	------------	---	---	---	-----------	-----	-----------	---	------------	--------

○近隣5市比較(人口順)

(単位：円)

	市名	人口		給料		地域手当			月間支給額 (給料＋地域手当)		期末手当		年間支給額(A) (左の合計)	
			船橋市 との比較	月額	年額	月額	年額	支給 率		船橋市 との比較	年額	支給 月数		船橋市 との比較
1	千葉市	984,357	151.26%	1,317,000	15,804,000				1,317,000	109.28%	7,269,840	4.6月	23,073,840	109.28%
2	船橋市	650,768	100.00%	1,076,000	12,912,000	129,120	1,549,440	12%	1,205,120	100.00%	6,652,262	4.6月	21,113,702	100.00%
3	松戸市	500,922	76.97%	1,050,000	12,600,000	105,000	1,260,000	10%	1,155,000	95.84%	6,109,950	4.6月	19,969,950	94.58%
4	市川市	496,089	76.23%	1,016,000	12,192,000	121,920	1,463,040	12%	1,137,920	94.42%	6,281,318	4.6月	19,936,358	94.42%
5	柏市	436,545	67.08%	974,900	11,698,800	68,243	818,916	7%	1,043,143	86.56%	5,758,149	4.6月	18,275,865	86.56%

(参考) 5市平均	613,736	94.31%	1,086,780	13,041,360	—	—	—	1,171,637	97.22%	6,414,304	—	20,473,943	96.97%
-----------	---------	--------	-----------	------------	---	---	---	-----------	--------	-----------	---	------------	--------

※各市における特例的な減額措置については反映していません（令和7年4月1日時点）

市長の退職手当について

○中核市人口の上位10市比較（人口順）

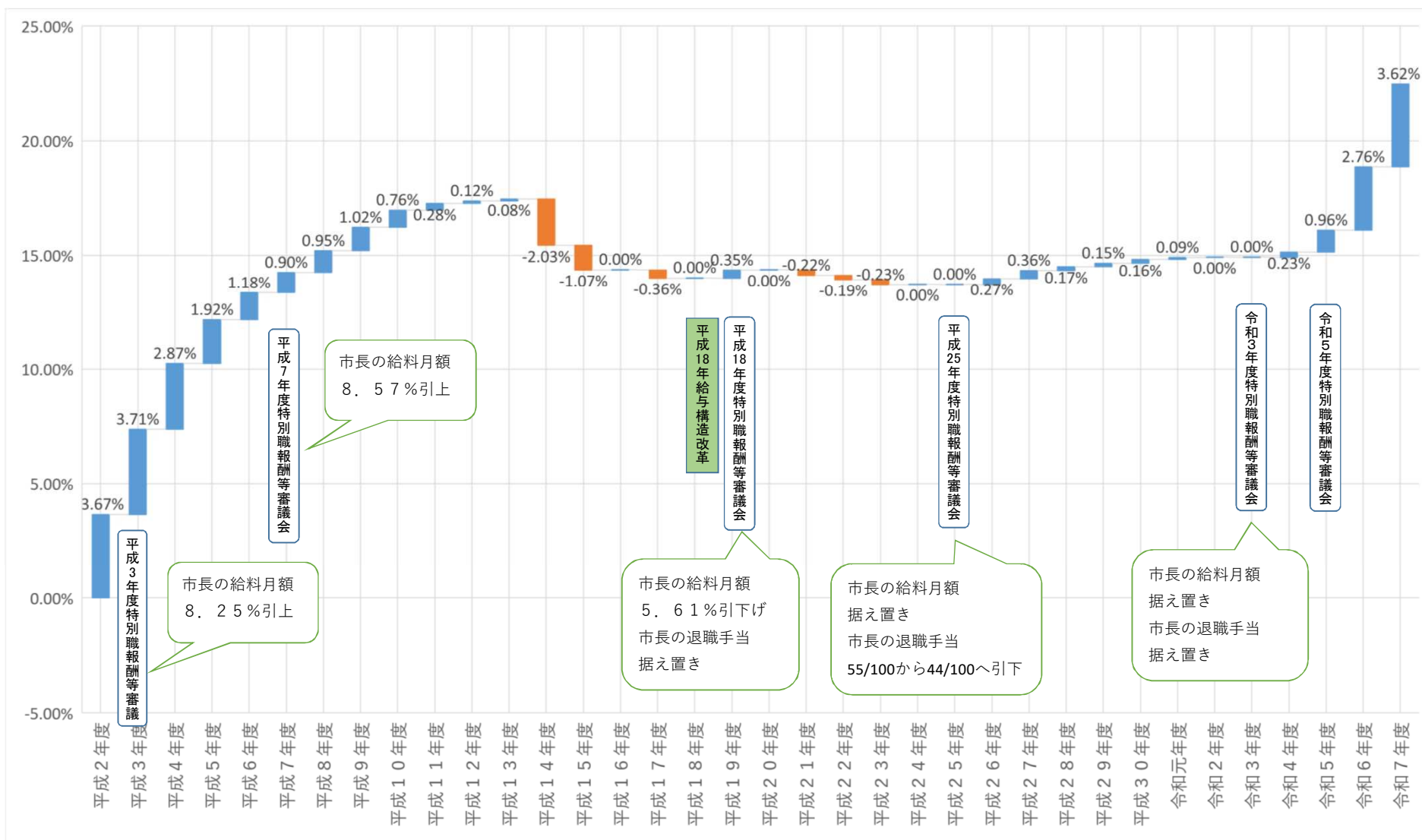
	市名	人口		退職手当(B)	
			船橋市 との比較		船橋市 との比較
1	船橋市 中核市 62市中の順位	650,768	100.00%	22,725,120	100.00%
		1 位		43 位	
2	川口市	607,447	93.34%	22,920,000	100.86%
3	鹿児島市	588,583	90.44%	27,696,000	121.87%
4	八王子市	558,196	85.77%	19,358,400	85.19%
5	姫路市	521,074	80.07%	30,585,600	134.59%
6	宇都宮市	513,086	78.84%	18,963,072	83.45%
7	松山市	494,362	75.97%	27,095,040	119.23%
8	西宮市	481,158	73.94%	24,891,840	109.53%
9	東大阪市	477,481	73.37%	24,720,000	108.78%
10	倉敷市	471,985	72.53%	33,120,000	145.74%
(参考) 10市平均		536,414	82.43%	25,207,507	110.92%

○近隣5市比較（人口順）

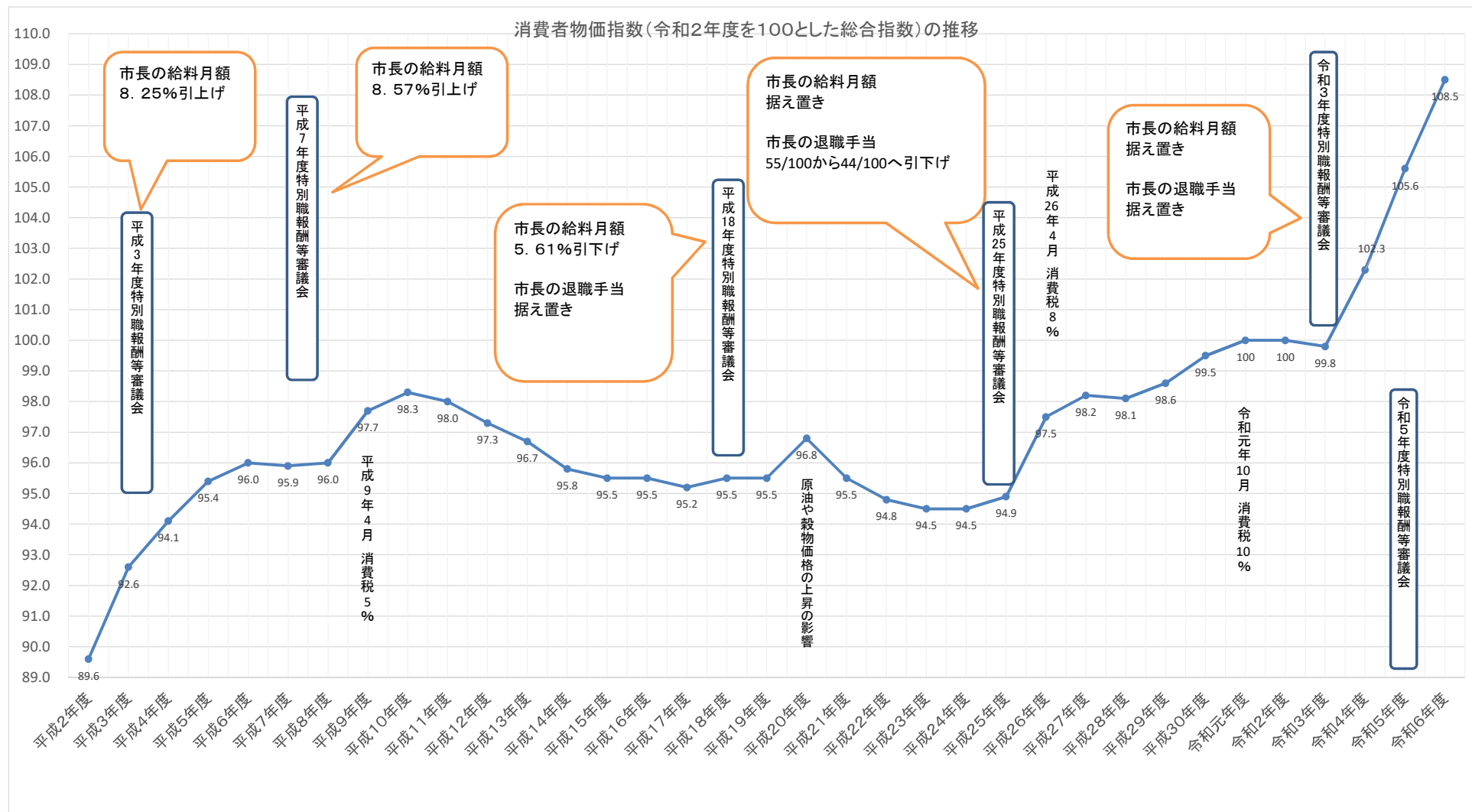
（単位：円）

	市名	人口		退職手当(B)	
			船橋市 との比較		船橋市 との比較
1	千葉市	984,357	151.26%	33,504,480	147.43%
2	船橋市	650,768	100.00%	22,725,120	100.00%
3	松戸市	500,922	76.97%	23,688,000	104.24%
4	市川市	496,089	76.23%	21,945,600	96.57%
5	柏市	436,545	67.08%	16,846,000	74.13%
(参考) 5市平均		613,736	94.31%	23,741,840	104.47%

一般職の職員の給料改定率の状況(人事院勧告)



消費者物価の状況(総務省統計局資料)

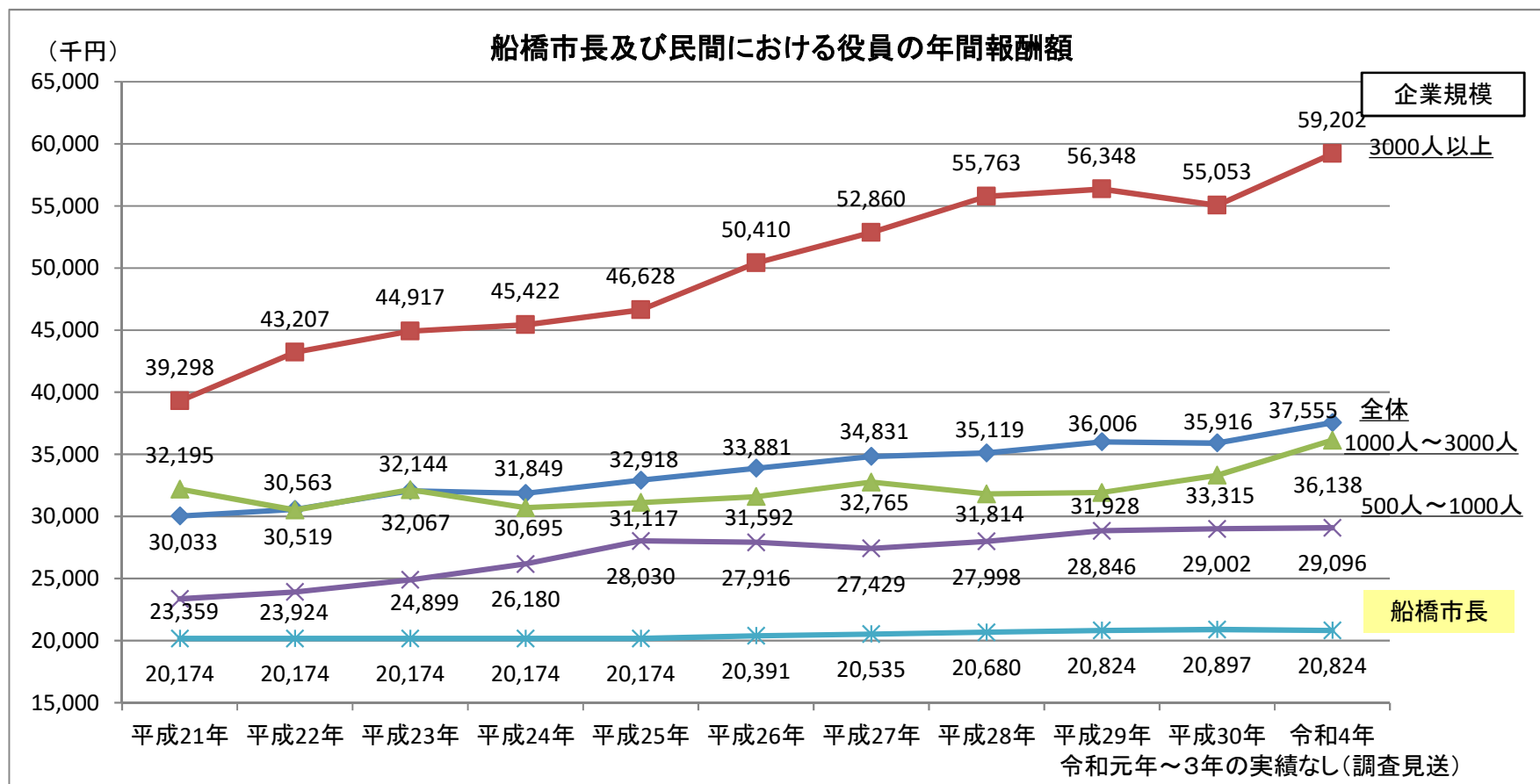


近隣自治体における特別職報酬等審議会実施状況及び改定状況（市長）

	近隣市					東京都・神奈川県の政令指定都市及び中核市				
	船橋市	千葉市	柏市	市川市	松戸市	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	八王子市
直近 開催年度	令和3年度	平成29年度	令和5年度	令和6年度	平成18年度	令和6年度	令和6年度	令和6年度	平成22年度	令和6年度
	据え置き	引上げ	引上げ	据え置き	据え置き	据え置き	引上げ	引上げ	引下げ	据え置き

市長給料 改定年度	平成19年度	平成30年度	令和6年度	平成19年度	平成4年度	平成28年度	令和7年度	令和7年度	平成22年度	平成28年度
改定前	1,140,000	1,300,000	961,000	1,067,000	980,000	1,428,000	1,200,000	1,142,000	1,145,000	1,100,000
改定後	1,076,000	1,317,000	974,900	1,016,000	1,050,000	1,599,000	1,216,000	1,181,000	1,031,000	1,110,000
改定率	▲5.61%	1.31%	1.45%	▲4.78%	7.14%	11.97%	1.33%	3.42%	▲9.96%	0.91%

民間事業者 役員報酬との比較



【資料出所】「民間企業における役員報酬(給与)調査」(人事院) 令和5年調査

- ・職種別民間給与実態調査の母集団事業所のうち、医療法人・学校法人等を除いた企業規模500人以上の本店事業所を母集団として、企業規模別・産業別に層化抽出して調査。
- ・役員数5人以上の企業における「社長を直接補佐し、会社の業務全般を統括している役員」、かつ、「各社1人」を比較対象役員として集計。